福山市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

２０１４年（平成２６年）　７月

福山市通学路安全推進会議

１　プログラムの目的

２０１２年（平成２４年）、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年８月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保の取組を行うため、このたび、関係機関・団体の連携体制を構築し、「福山市通学路安全プログラム」を策定しました。

本市でも通学路での事故が発生し，通学路の安全確保は最重要課題としており，今後は、本プログラムに基づき、関係機関・団体が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

２　通学路の安全推進会議の設置

通学路の安全対策は、安全教育、交通規制、道路整備など対策内容が多岐にわたるとともに、対策の実施主体も、学校、教育委員会、警察署、道路管理者（国、県、市）など多岐にわたります。このような現状を踏まえ、関係機関・団体の連携を図るため、以下をメンバーとする「福山市通学路安全推進会議」を設置しました。

・国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所　　　・広島県東部建設事務所

・広島県福山東警察署　　・広島県福山西警察署　　　・広島県福山北警察署

・福山市教育委員会　　 ・福山市　　　　　 　　　 ・福山市公立小学校校長会

・福山市自治会連合会　　・福山市ＰＴＡ連合会　　　・福山東交通安全協会

・福山西交通安全協会　　・福山北交通安全協会　　　・福山市交通指導員協議会

３　取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

　　　これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

　　【通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル】

Plan

合同点検の実施

対策の検討

Do

Action

対策の実施

対策の改善・充実

Check

対策効果の把握

（２）実施内容

　　①　危険箇所の抽出

学校は、保護者、自治会など地域関係団体・関係者（以下、「関係団体等」という。）の協力を得て、主として交通安全の観点から危険が認められる箇所を抽出し、抽出した危険箇所の内容を教育委員会に報告します。

②　合同点検の実施時期等

合同点検は、２年に１回実施します。ただし、必要に応じて、適宜、合同点検を実施することとします。

③　合同点検の体制

小学校ごとに、教育委員会、学校、道路管理者、警察署及び関係団体等による合同点検を実施します。

　　　　合同点検実施までの関係機関・団体間等の調整は、教育委員会が、学校からの

　　　危険箇所の報告を受けて行います。

　　④　対策の検討

　　　　合同点検を踏まえて、教育委員会、学校、道路管理者、警察署及び関係団体等

は、相互に連携を図りながら必要な対策を検討し、対策案を作成します。

⑤　対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

　　⑥　対策効果の把握

　　　　対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認するため、関係団体等へアンケート調査をするなど，対策効果の把握を実施します。

　　⑦　対策の改善

　　　　対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４　箇所一覧表及び箇所図の公表

　　合同点検実施や対策内容については、教育委員会が、小学校ごとに箇所一覧表及び箇所図を作成し、福山市のホームページで公表します。

通学路交通安全確保対策　実施フロー

危険箇所の抽出

学校、関係団体等

報告

教育委員会

合同点検

教育委員会、学校、道路管理者、警察署、関係団体等

※学校、自治会（町内会）で、学区内の各種団体等に合同点検を参加させる必要があると判断した場合、その団体等へ参加を要請する。

対策の検討・対策案の作成

報告

学校、道路管理者、警察署、関係団体等

教育委員会

対策の実施

報告

学校、道路管理者、警察署、関係団体等

対策効果の検証

ホームページで公表

学校、関係団体等

対策の改善

学校、道路管理者、警察署